

佐賀県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年八月二十五日から平成二十一年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道 佐賀外環状線	佐賀市久保田町大字徳万字中副二五三〇番地先から 佐賀市久保田町大字徳万字中新屋敷田八七〇番一地先まで	後 四九・〇 一七・三
	佐賀市久保田町大字徳万字中副二五三〇番地先から 佐賀市久保田町大字徳万字中新屋敷田八七〇番一地先まで	前 一五・〇 九・九
		幅員 メートル
		延長 メートル